

よくある質問

(※東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課確認の上、東京都福祉保健財団が作成)

認定特定行為業務従事者認定証に関するよくある質問

## Q1.申請先について

Q1-1 事業所は東京都にあります。他県に在住の介護職員の認定は、他県に申請するのですか？

A お見込みのとおりです。  
従事者の住民票がある道府県に申請してください。

Q1-2 事業所は他県にあります。介護職員は都内に住んでいますが、従事者の認定は東京都に申請するのですか。

A お見込みのとおりです。  
勤務先が他県であっても、住民票が東京都にある場合は東京都福祉保健財団に申請してください。

Q1-3 従事者認定を受けた当初は東京都に住んでいました。  
この度埼玉県に引っ越しましたが、変更の届出は埼玉県で行えばよいですか。

A 変更が必要な従事者認定を受けた東京都に届出てください。

Q1-4 神奈川県に住んでいます。最初に従事者認定を受けたときは東京都に住んでいました。  
この度新規で研修修了証明書を取りましたが従事者認定の申請はどこに出せばよいですか。

A 新たに申請がある際は、現在お住まいの神奈川県に新規申請をしてください。

## Q2.住民票について

Q2-1 住民票の写しとありますが、コピーでよいでしょうか？

A コピーは不可です。  
ここでいう写しとは「住民票の原本(役所にあるもの)の、写し」という意味になりますので、役所で交付されたもの添付してください。

Q2-2 住民票の写しについて。  
既に従事者認定を受けています。今回、新しい利用者との組合せで新規申請を行う場合、以前提出した住民票の写しと内容に変更がなければ、添付の省略は可能でしょうか？

A 省略は不可です。  
再度の提出をお願いします。

Q2-3 住民票の写しには、何が記載されていけばいいのでしょうか？ 本籍、家族の情報、続柄、マイナンバー等も必要ですか？

A 申請者の氏名、生年月日、現在の住所が記載されていれば結構です。  
なお、個人情報保護によりマイナンバーが記載された住民票の写しは収受できません。記載があった場合は、再度提出いただきます。

Q2-4 役所で交付された住民票にはマイナンバーが記載されていました。マイナンバーが見えないように塗りつぶして添付してもよいですか？

A マイナンバーが記載された住民票は、たとえマイナンバーを塗りつぶしていても収受できません。

### Q3.申請内容について

Q3-1 研修修了証明書に記載されている氏名と、住民票に記載されている氏名とでは、苗字が異なるのですが、同一人物である証明のための追加書類等は必要ですか？

A 下のお名前と生年月日が同一であることをもって同一人物であると判断しますので、必要ありません。

Q3-2 研修修了証明書に記載されている氏名は通称名のため、本名と違います。同一人物である証明の為の追加書類等は必要ですか？

A 追加書類等は不要です。  
なお、認定証は住民票に記載されている氏名(本名)で発行されます。

Q3-3 研修修了証明書の本人氏名が通称名で記載されています。従事者認定証も通称名で発行できますか？

A 従事者認定証の氏名表記は住民票に記載された氏名になります。  
住民票に通称名の記載がある場合は「本名(通称名)」の形になります。

Q3-4 従事者認定証の交付申請書類を、事業所がまとめて作成してよいですか？

A 可能。  
ただし、書類作成後申請内容に間違いがないか必ず本人に確認してから申請してください。

Q3-5 申請書は消せるボールペンで記入してよいですか？

A 消せるボールペンの使用は不可となります。

### Q4.申請書類について

Q4-1 特定の者対象の新規申請を行います。私1人に対して対象者が8名の組合せで申請をする場合、必要な申請書類を教えてください。

A 特定の者対象の申請書(様式第1-2号)と提出書類一覧には申請者(介護職員)1名に対して6名の対象者を記入できます。  
6名を超える場合は申請書と提出書類一覧の枚数がそれぞれ増えますが、誓約書と住民票は1部で大丈夫です。

Q4-2 認定証交付申請書(様式第1号、様式第1-2号)の修了証明書発行研修機関名には何を記入すればよいですか。

A 認定証交付申請書(様式第1号、様式第1-2号)の修了証発行研修機関名の欄には、研修修了証明書の発行機関名を記入してください。

Q4-3 提出書類一覧と、申請者とりまとめ票は両方必要ですか？

A 必要です。  
・提出書類一覧＝申請者ごとに作成するもの  
・とりまとめ票＝同封した全ての申請内容を取りまとめて作成するもの。今回送付する人数と申請者氏名、事務担当者名と不備内容確認等の連絡先を記入し添付してください。

Q4-4 個人で申請します。申請者とりまとめ票は必要でしょうか

A 必要です。  
とりまとめ票作成の際には事業所名の欄には「個人」と記入してください。

## Q5.変更・再交付について

Q5-1	氏名と住所が変わりました。 変更の届出が必要な認定証登録番号は6件あります。様式第6号は何枚作成すればよいですか。 また、その際に添付する住民票・戸籍謄本または抄本は何部必要ですか。
A	様式第6号は、認定証登録番号ごとに1枚作成してください。添付書類については、原則変更届1枚につき1部必要ですが、同時に複数枚の変更届(様式第6号)を提出する場合は添付書類は同じになるため1部で構いません。
Q5-2	氏名と住所が変わりました。 様式第6号の申請者の欄には「変更前」または「変更後」のどちらの内容を記載すればよいですか。
A	氏名、住所欄は「変更後」の内容を記載してください。
Q5-3	氏名と住所が変更になりましたが、氏名の変更日と住所の変更日が異なります。 様式第6号の変更年月日欄にはどちらの変更日を記入すればよいですか。
A	変更があった項目の中で最も直近の日付を記載してください。
Q5-4	変更届を提出したいのですが、添付が必要な認定証の原本をなくしてしまいました。どうしたらよいですか
A	財団にお問い合わせください
Q5-5	従事者認定証を失くしてしまったので再交付申請をしたいのですが、認定証登録番号と発行年月日がわからない場合は空欄でよいですか。
A	財団にお問い合わせください